

様式第2号（3関係）

## 処 分 基 準

令和3年3月1日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	: 第15条第2項
処 分 の 概 要	: 探偵業の廃止命令
原 権 者 ( 委 任 先 )	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準	: 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考	: